

質問事項に対する回答

○ 新青森県総合運動公園及び青森県総合運動公園

No	質問事項	回答
1	運動公園管理業務要求水準書 2 (3) 営業時間の⑦陸上競技場、⑧補助陸上競技場で、「終了は午後 9 時以降」と記載されていますが、個人 1 名の利用でも照明の点灯が必要なのでしょうか。	施設利用者が 1 人でもいる場合は点灯することになります。 なお、要求水準書で示す営業時間は基準であり、施設利用状況や季節ごとの需要を考慮した営業時間の提案は可能です。(県の承認を受けて決定)
2	自動販売機の手数料(業者から指定管理者へ売上げに応じて支払われる手数料)については、指定管理者の収入となるのでしょうか。	自動販売機の手数料は指定管理者の収入となります。
3	陸上競技場の公認更新に係る経費(特に備品保守点検に係る経費)は指定管理料とは別に計上されるのでしょうか。	陸上競技場の公認更新に係る備品保守点検経費は、経常的経費に係る指定管理料に含まれております。(公認更新に係る施設の修繕費及び公認料については、別途予算措置することになります。)
4	警備業務の範囲及び警備体制についてご教示願います。	警備業務の範囲は運動公園管理業務要求水準書 4 (6) 警備業務で示すとおり、競技施設等を含む公園全体です。 施設の規模、内容等を勘案し、適時適切な警備体制を構築してください。